新型コロナウィルス感染症に関する緊急事態宣言の解除を踏まえた福島ロボットテストフィールドの利用制限の一部解除について

令和２年５月１８日

新型コロナウィルス感染症に関する緊急事態宣言の解除を踏まえ、感染防止対策を実施の上、福島ロボットテストフィールドの利用制限を一部解除いたします。

記

１　一部解除の内容（５月１８日以降）

（１）施設の使用

後述の「２　入館制限」「３　感染防止対策」を前提として使用申請を受け付けます。

※　使用当日に、申請者の所在する地域が緊急事態宣言の適用を受けている場合は、過去２週間以内に現在の緊急事態宣言地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県）に滞在又は訪問した方が入館できないことから、原則、施設を御使用いただけません。ただし、入館制限がない方だけで使用する場合は、その限りではありません。

※　開発基盤エリア内の機器分析室・精密測定室、加工室、環境測定室、電波暗室、振動試験室及び耐風・降雨試験室の使用は県内在住者に限ります。

※　施設の見学は、当面の間、受入停止を継続します。

※　施設の使用、見学以外の入館は、後述の「２　入館制限」「３　感染防止対策」を前提として、次に掲げるものについては、入館を受け付けます。

・ 施設使用を前提とした下見

・ 商談での利用

・ 施設維持等に係る工事、作業など

２　入館制限

次の方は、感染防止対策のため、入館できません。

○　現在または過去２週間以内に発熱や感冒症状による受診や服薬等がある者

○　過去２週間以内に現在の緊急事態宣言地域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県）に滞在又は訪問した者

○　過去２週間以内に渡航歴のある者

３　感染防止対策

入館される方は、次の対策をお願いいたします。対策が適切になされない場合、退館いただく場合があります。

○　マスク着⽤の上、⼗分な間隔（できるだけ２ｍを目安に）を確保してください。

○　手洗いおよび手指のアルコール消毒をしてください（長時間滞在する際は、２時間ごとに手洗いまたはアルコール消毒をしてください）。

○　イベント等に関しては、「福島県新型コロナウイルス感染防止対策　イベント等の開催自粛の協力要請」を踏まえた対応をしてください。